

香川県報



第9号

平成17年

2月1日(火曜日)

香川県知事 眞 隆 信

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請	（環境管理課）	一
保安林の皆伐面積の限度の公表	（みどり保全課）	二
救急病院又は救急診療所の認定	（医務国保課）	四
公有水面埋立工事の竣功認可	（水産課）	四
道路の位置指定の変更	（建築課）	五
道路の位置指定の廃止	（ " ）	五
公告	（ " ）	六
土地改良区の役員就退任の届出	（土地改良課）	六
土地改良事業に係る換地計画の適否決定	（ " ）	六
開発行為に関する工事の完了	（建築課）	六

告示

香川県告示第五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年二月一日

1 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
香川県直島町4049番地の1
三菱フナリアル株式会社直島製錬所
直島製錬所長 武藤 達家
- 事業場の所在地及び名称
香川県直島町4049番地の1
三菱フナリアル株式会社直島製錬所
- 変更しようとする事項の内容
中央排水口における排水水を、東排水口及び西排水口に振り分けて排出する。なお、当該事業場から排出される排水水の量及び汚濁負荷量に増減はない。
- 特定施設に関する事項
変更なし。
- 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし。
- 排水水の汚染状態及び量

区	排水水の汚染状態	項目	東排水口		西排水口	
			通常	最大	通常	最大
区	排水水の汚染状態	水素イオン濃度	5.6~8.6	5.0~9.0	5.6~8.6	5.0~9.0
		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2	10	2	10
		浮遊物質 (mg/ℓ)	23	30	22.995	30
排水水の量	(m ³ /日)	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20	10	20
		りん含有量 (mg/ℓ)	1	5	1	5
排水水の量 (m ³ /日)			347,494	394,993	347,638	395,137

排出水の汚染状態	区 分	中 央 排 水 口		変 更 後	
		変 更 前	最 大	通 常	最 大
水素イオン濃度 化学的酸素要求量 浮遊物質 窒素含有量 りん含有量	水素イオン濃度	5.6~8.6	5.0~9.0	5.6~8.6	5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2	10	2	10
	浮遊物質 (mg/ℓ)	10	30	10	30
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	1	5	1	5
排出水の量 (m ³ /日)		4,244	6,873	0	0

排出水の汚染状態	区 分	西 排 水 口		変 更 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
水素イオン濃度 化学的酸素要求量 浮遊物質 窒素含有量 りん含有量	水素イオン濃度	5.6~8.6	5.0~9.0	5.6~8.6	5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2	10	2	10
	浮遊物質 (mg/ℓ)	23	30	22.421	30
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	1	5	1	5
排出水の量 (m ³ /日)		88,005	100,371	92,105	107,100

(備考) 今回の申請は、中央排水口における排出水を、東排水口及び西排水口に振り分けて排出するものであるため、当該事業場から排出される排出水の量及び汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成17年2月1日から平成17年2月22日まで
- (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課及び直島町企画環境課

香川県直島町第五十四町

森林法施行令(昭和二十六年政令第二十七号)第四条の二第三項の規定により平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までこの縦覧となる保安林皆伐面積の限度を次のとおり定めることとする。

平成十七年十一月

香川県長 眞 繁 信

平成17年度(平成17年4月1日~平成18年3月31日)保安林皆伐限度計画

区 分	保安林の皆伐面積の限度 (ha)					合 計
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	干害防備保安林	魚つ安林		
小 豆	29.68	14.94		5.92		50.54
大 川	161.94	130.36				292.30
中 瀬	209.93	44.26	0.40	1.26		255.85
仲 多 度	340.64	55.66				396.30
三 豊	27.68	97.48				125.16
県 計	769.87	342.70	0.40	7.18		1,120.15

香川県直島町第五十四町

保安林法を定める法令(昭和三十一年勅令第8号)第一条第一項の規定による効果期限及び保安林法第五十二条の四第一項の規定による保安林の指定による効果期限。

平成十七年十一月

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
一七一	平成十七年二月一日から 平成二十年一月三十一日まで	香川県立白鳥病院	東かがわ市松原九六三
一七二		香川県立津田病院	さぬき市津田町津田一六七三
一七三		さぬき市民病院	さぬき市寒川町石田東甲三八七一
一七四		ツツミ病院	さぬき市志度二二一四七一
一七五		医療法人社団米澤整形外科 医院	さぬき市志度一九三九三
一七六		安田整形外科医院	東かがわ市土居一八六
一七七		内海病院	小豆郡内海町片城甲四四九五
一七八		土庄町国民健康保健土庄中 央病院	小豆郡土庄町測崎甲一四〇〇二
一七九		牟礼病院	小豆郡内海町安田甲三三三六
一七〇		香川県立中央病院	高松市番町五丁目四一
一七一		高松市民病院	高松市宮脇町二丁目三六一
一七二		香川町国民健康保険香川病 院	香川郡香川町大字浅野一 二六〇
一七三		高松赤十字病院	高松市番町四丁目一三
一七四		社会保険栗林病院	高松市栗林町三丁目五 九
一七五		高松病院	高松市天神前四一八

一七一六	香川県厚生農業協同組合連 合会屋島総合病院	高松市屋島西町一八五七 一
一七一七	医療法人恵愛会外科整形外 科西川病院	高松市瓦町二丁目四五
一七一八	医療法人和光会前田病院	高松市東八ヶ町八二四
一七一九	医療法人社団祐和会井川病 院	高松市藤塚町二丁目一一
一七二〇	医療法人財団博仁会キナシ 大林病院	高松市鬼無町佐藤五四 一
一七二二	医療法人社団仁樹会才サカ 病院	香川郡香川町大字浅野二 七二
一七二二	医療法人社団和広会伊達病 院	高松市観光町五八八八
一七二三	整形外科吉峰病院	高松市番町二丁目四一 三
一七二四	櫻村病院	木田郡三木町平木五六 七
一七二五	医療法人社団大塚整形外科 医院	高松市中央町一 二八
一七二六	医療法人社団海部医院	高松市高松町三三六五
一七二七	医療法人社団高松脳神経外 科・外科医院	高松市檀紙町一五九三 一
一七二八	医療法人社団太隆会タムラ 整形外科医院	高松市上天神町一三〇 三
一七二九	医療法人社団温光会屋島整 形外科医院	高松市高松町三〇〇九 二四
一七三〇	田井外科胃腸科医院	高松市田村町三三一一 四

一七 三二	医療法人社団渋谷整形外科 医院	木田郡牟礼町牟礼九八六 一
一七 三三	独立行政法人国立病院機構 善通寺病院	善通寺市仙遊町二丁目一 一
一七 三四	総合病院坂出市立病院	坂出市文京町一丁目六 四三
一七 三五	香川県厚生農業協同組合連 合会滝宮総合病院	綾歌郡綾南町大字滝宮四 八六
一七 三六	医療法人財団大樹会総合病 院回生病院	坂出市室町三丁目五二 八
一七 三七	医療法人社団誠和会中野外 科・胃腸科医院	丸亀市土器町東三丁目六 一七
一七 三八	独立行政法人国立病院機構 香川小児病院	善通寺市善通寺町二六〇 三
一七 三九	医療法人社団有史会高島病 院	綾歌郡国分寺町新名五〇 〇一
一七 四〇	詫間町立国民健康保険永康 病院	三豊郡詫間町大字詫間一 三八一
一七 四一	三豊総合病院	三豊郡豊浜町大字姫浜七 〇八
一七 四二	医療法人深田記念会松井病 院	観音寺市村黒町七三九
一七 四三	森川整形外科病院	三豊郡高瀬町大字下勝間 一六三三 一
一七 四四	医療法人社団力正会小林整 形外科医院	観音寺市柞田町甲六〇六 四

一七 四五

久保整形外科医院

観音寺市柞田町甲二〇九
八

香川県告示第五十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、土庄町役場農林水産課において平成十七年二月一日から十年間閲覧に供する。

平成十七年二月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣功認可年月日

平成十七年一月二十四日

二 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

土庄町

小豆郡土庄町甲五五九番地二

土庄町長 三木佑二郎

三 埋立区域

1 位置

小豆郡土庄町大字伊喜末字赤崎一番地三の地先公有水面、同町大字小江字赤崎三六番地四一、三六番地三五、三六番地三七、三六番地三六、三六番地三四の地先公有水面及び同町大字小江字赤崎三六番地八、三六番地七、三六番地六、三六番地五、三六番地四、二二三七番地八、二二三七番地二、二二三七番地三、七二番地三、七二番地四、九〇番地二、九一番地二、九三番地四、九三番地三、九三番地二、九五番地、九六番地五、九六番地二、九六番地三、九八番地一、九九番地一に接する無番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点を順次に結んだ線、 と の地点を結ぶ平成十五年十二月八日付け一五水産第四六九三一号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+二・〇七メートルにより決定)により囲まれた区域

の地点 小豆郡土庄町大字伊喜末字高尾二四三の三番地の国土地理院四等三角点

伊喜末(北緯三四度三〇分五五・一〇五二秒、東経一三四度一〇分一七・〇

九五三秒)から二七三度一分二二秒 五二二・一八メートルの地点

の地点 の地点から二六〇度二分四三秒 四四・四二メートルの地点

の地点 の地点から三三一度二分四三秒 一一四・六一メートルの地点

の地点 の地点から六一度二分四三秒 一九・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から一五一度二分四三秒 一〇一・四〇メートルの地点

の地点 の地点から六一度二分四三秒 一三三・〇〇メートルの地点

3 面積

二、七八五・〇三平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 埋立免許年月日及び番号

1 免許年月日

平成十二年七月二十一日

2 免許番号

一 二水A第二二号

香川県告示第五十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、平

成十五年一月二十一日長土指道第十二号(香川県告示第三七号)で行った道路の位置の指

定を次のように変更して指定した。

平成十七年二月一日

香川県知事 真鍋 武紀

一 指定番号

長土指道 第十六号

二 指定年月日

平成十七年一月十八日

三 指定道路の位置

変更前 さぬき市長尾東字坊丁七〇七 一、七〇八 五、七〇九 一、七三二、

七二三 四及び同地先農道・水路

変更後 さぬき市長尾東字坊丁七〇七 一、七〇八 五、七〇九 一、七三二、

七二三 四、七二三 五、七二四 一から七二四 三及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長

変更前 幅員 五・六五メートル、六・〇〇メートル

延長 四〇・一四メートル

変更後 幅員 五・六五メートル、六・〇〇メートル

延長 八六・七〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供

する。

香川県告示第五十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により平成

九年六月十六日指道第二十号(香川県告示第四八〇号)で行った道路の位置の指定を次の

ように廃止した。

平成十七年二月一日

香川県知事 真鍋 武紀

一 廃止年月日 平成十七年一月十九日

二 指定を廃止する道路の位置 綾歌郡国分寺町新居字万燈九四〇 一及び九四〇 一七

三 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 四・八〇メートル

延長 六一・八三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供

する。

公 告

香川県告示第五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市

川島土地改良区から役員(の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十七年二月一日

香川県知事 真鍋 武紀

